

28 環境

問 保健所生活衛生課(都通2－19／☎252－7195)

■あき地の維持管理

住宅地のあき地に生い茂った雑草の相談をお受けします。

問 環境保全課(市庁舎14階／☎214－2152)

■生活環境に関する公害などで困っているとき

工場・事業場からの悪臭、騒音、振動などの相談をお受けします。

■水質に関する公害などで困っているとき

工場・事業場からの汚水の排出、地下水汚染などに関する相談をお受けします。

■河川に魚が浮いているときなど

河川に油や汚水が流れたり、魚が浮いていたりするなど河川環境に関する相談をお受けします。

問 ゼロカーボンシティ推進課(市庁舎14階／☎214－2178)

■530(ごみゼロ)運動／クリーンシティぎふの日運動

「岐阜市まちを美しくする条例」により、5月30日と11月の第3日曜日を「環境美化の日」と定め、「530運動」と「クリーンシティぎふの日運動」として、市民一斉清掃を行っています。

問 ゼロカーボンシティ推進課(市庁舎14階／☎214－2179)

■雑がみ講座

「雑がみて何？」など、地域に出向いてごみ減量についてお話しする「出前講座」を実施しています。

■ダンボールコンポスト講座

ダンボールを使って家庭で手軽に生ごみを堆肥にできる学習会を開催しています。日程などは、市ホームページをご覧ください。

■家庭用生ごみ処理機等購入費補助金

家庭用生ごみ処理機などの購入者に対して、購入費用の一部を補助します。詳細は、市ホームページをご覧ください。



29 ペット／衛生

問 保健所生活衛生課(都通2－19／☎252－7195)

■犬の登録と予防注射

生後91日以上の子犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が必要です。飼い主や住所の変更、犬が死亡したときはご連絡ください。マイクロチップが装着されている犬は、手続きが異なる場合がありますので、詳細は市ホームページをご覧ください。

■犬・猫をやむを得ず飼えなくなったとき

まずはご自身で譲渡先を探し、やむを得ない場合のみ引き取ります(有料、日時の指定があります)。

■愛犬のしつけ方教室

犬のしつけ方についての講習会とご相談をお受けします。詳細は、お問い合わせください。

■飼い主不明な猫(野良猫)の不妊手術費補助金

飼い主不明な猫の不妊手術を行う場合、費用の一部を補助します。事前に申し込みが必要ですのでお問い合わせください。



問 ゼロカーボンシティ推進課(市庁舎14階／☎214－2149)

■地球温暖化対策に向けた環境にやさしい暮らし(エコライフ)について学びたいとき

一人一人が日常生活を見直し、環境にやさしい暮らし(エコライフ)をすることが地球温暖化対策につながります。市では地域に出向いてお話しする「出前講座」を行っています。

■省エネ生活を応援！ぎふ減CO2ポイント制度

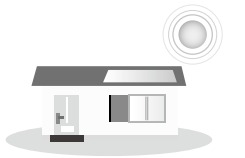


家庭で二酸化炭素(CO2)の排出量を減らす行動をすると、「減CO2(げんこつ)ポイント」が貯まり、「もっと省エネ啓発品」の抽選に応募できます。電気・ガス・水道の使用量削減、省エネ・再エネ機器の購入、環境学習の受講などが対象です。詳細は市ホームページをご覧ください。



■家庭用再生可能エネルギー設備の設置費用を補助

地球温暖化対策として、家庭からの温室効果ガスの排出を削減するため、「家庭用太陽光発電設備」、「家庭用蓄電池」を設置する費用の一部を補助します。詳細は、市ホームページなどでご案内します。



問 河川課(市庁舎16階／☎214－4846)

■長良川環境ボランティア

NPO法人長良川環境レンジャー協会などと連携して、長良川の河川敷で利用者相互の安全やごみ持ち帰りの啓発など、河川環境の保全活動を行っています。

■猫侵入防止装置の貸し出し

庭などへの猫の侵入を防ぐため、猫侵入防止装置を貸し出しています(14日間)。詳細は、お問い合わせください。



■ネズミ、衛生害虫などの相談

駆除方法についての相談をお受けします。

問 保健所食品衛生課(都通2－19／☎252－7194)

■食品衛生について学びたいとき

食中毒予防やHACCP、食品表示などに関する正しい知識を身に付けましょう。「出前講座」も行っています。

■食品についての相談

食中毒や不良食品、食品表示などに関する相談をお受けします。

問 農林課(市庁舎13階／☎214－2079)

■有害鳥獣の捕獲許可(農作物などに被害がある場合)

野生鳥獣をむやみに捕獲することは法律で禁じられています。許可が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

30 上下水道／井戸水／し尿／浄化槽

問 上下水道料金センター(市庁舎2階／☎266－8835)

■入居・転居の時

事前にご連絡ください。

■使用水量・料金

2か月ごとに検針し、請求します。

◆営業時間
平日＝午前8時45分～午後5時30分 ※木曜日のみ午後8時まで
土日祝休日＝午前9時15分～午後4時(12月29日～1月3日を除く)

問 上下水道事業部営業課(祈年町4－1)

■家庭の水道・下水道の施工

▶審査係・指導係☎259－7519

市の指定工事事業者(店)に依頼してください。

■水洗便所への切り替えに伴う助成金制度(新築・増築・改築・移転は対象外)

▶負担金・普及係☎259－7520

下水道が使用できるようになった日から、くみ取り便所は3年以内、その他の排水は1年以内に工事を行った場合に助成します。

■下水道事業受益者負担金

▶負担金・普及係☎259－7520

下水道が使用できるようになった区域内に土地をお持ちの人に、その土地の面積に応じて負担していただきます。

問 上下水道事業部維持管理課☎259－7788

市の指定工事業者(店)

■水道・下水道の修理

道路での漏水などは維持管理課(受付)へ、家庭での漏水や便器の詰まりなどは、市の指定工事業者(店)へご依頼ください。

31 経営・創業／融資

問 商工課スタートアップ推進室(市庁舎13階／☎214－2771)

■ビジネスチャレンジ支援相談窓口

中小企業などの経営上のあらゆる悩みの相談をお受けします。

◆場所 んぎふメディアコスモス2階中央図書館内レファレンスカウンター(司町40－5)

◆日時 毎週木曜日の午後2時～7時、第4土曜日の午後1時～6時(祝休日・年末年始を除く)

※予約は岐阜県よろず支援拠点(☎277－1088)へ。

問 Neo work-Gifu(高砂町1－17岐阜イーストライジング24 2階／☎264－8355)

■岐阜市リモートオフィス(Neo work-Gifu)

テレワークや企業のサテライトオフィスなどにご利用ください。

◆料金(税込) 個室38,500円/月～、固定席22,000円/月～、自由席3,300円/月～、ビジター利用550円/3時間～

■スタートアップ相談窓口(要予約)

起業や経営に関する相談に無料で対応します。

◆日時 平日の午前10時～午後6時、土曜日の午前10時～午後4時30分(祝休日・年末年始を除く)

問 商工課(市庁舎13階／☎214－2360)

■中小企業者の事業資金の融資

商工業を営む人のための「創業者支援資金」「ぎふしDX促進資金」「みらい戦略資金」などの融資制度です。取扱金融機関または岐阜市信用保証協会へ。

問 保健所衛生試験所(三田洞東5－6－1 岐阜薬科大学三田洞キャンパス内／☎236－1050)

■飲料水(井戸水)の検査

あらかじめ衛生試験所で専用容器を受け取り、検査したい井戸水を入れて持参してください。受付日時：月～木曜日(祝休日とその前日を除く)の午前8時45分～午後3時

問 保健所生活衛生課(都通2－19／☎252－7195)

■井戸水の相談

一般家庭、マンションやビルなどでの、井戸水の飲用に関する相談をお受けしています。

問 環境事業課(市庁舎14階／☎214－2419)

■くみ取り便所のし尿の収集

新たにくみ取り便所のし尿の収集を希望される場合は届出が必要です。また、収集を中止したい場合、使用人員や住所の変更などがある場合はご連絡ください。

問 環境保全課(市庁舎14階／☎214－2154)

■浄化槽の設置・使用開始・休止・再開・廃止

市への届出が必要です。

■浄化槽の管理

年1回、指定検査機関で検査を受けてください。清掃は年1回(全ばっき方式は6か月に1回以上)、保守点検は年数回(処理方法により異なる)が必要です。

■浄化槽の設置補助金制度

下水道の整備が、7年以上見込まれない地域の住宅に浄化槽を設置する場合、補助金を交付します。

問 岐阜市信用保証協会(吉野町6－31岐阜スカイウイング37東棟3階／☎265－4611)

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際の公的な保証人となって、資金調達が円滑に進むよう支援します。

問 労働雇用課(市庁舎13階／☎214－2358)

■勤労者生活資金融資

勤労者(市内に引き続き1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上継続して勤務している従業員)のための、一時的必要資金の融資制度です。取扱金融機関(十六銀行の市内本・支店)へ。

■勤労者・事業者等耐震リフォーム資金融資

建築指導課が実施する耐震改修の補助事業(→38ページ)を受けた人を対象に、補助事業以外でリフォームをした部分についての融資制度です。取扱金融機関(十六銀行の市内本・支店)へ。

32 計量

問 計量検査所(市庁舎立体駐車場1階／☎214－6154)

■商品の量目不足などの相談

商品の量目不足や量り方に対する苦情・相談をお受けします。

■家庭用のはかり・体温計の無料検査

毎年11月、地域のコミュニティセンターなどに出張して無料検査を行います。

■商取引または証明用はかりの定期検査

2年に1回、定期検査が必要です。